

本計画では、まず川越遺跡の現状と課題を整理し、次に史跡の価値を明確にする。そのうえで、適切な保存管理のための現状変更の取扱基準や今後の追加指定、及び整備活用に関する現時点での方針を示す。

なお、史跡の指定地が現状では断片的であることから、街道のたたずまいを適切に保存・継承するための面的な指定を見据え、現在は指定地外ではあるが、史跡の価値と密接に関係する諸要素についても検討を加える。また、史跡名称の由来でもある「大井川川越」を成立させる大井川そのもの、および対岸の金谷宿についても視野に入れ、本計画を策定することとする。

第3節 計画の位置付け

本計画は、『島田市総合計画』の具体化のための計画のひとつとして位置づけ、過去に作成した『島田物語～島田市総合計画基礎調査～』などを参考とする。その上で、『島田市総合計画』に資するとともに、関連計画と整合のとれたものとする。なお、島田市における総合計画の推移は以下のとおりである。

《総合計画》の推移

旧島田市

- 『島田市開発長期総合計画』 昭和48年度

計画は、昭和49年度から昭和52年度までを第1次基本計画とし、第2次(昭和53～57年度)、第3次(昭和58～60年度)基本計画まで継続した。

- 『島田物語～島田市総合計画基礎調査～』 昭和56・57年度

総合計画策定の基礎調査として実施され、市民が主体となって将来像やまちづくりプロジェクト等に関するさまざまな考え（物語）を持ち寄り、それを綴り合わせたものというコンセプトでまとめられた。そのなかで川越遺跡の整備計画についてはプロジェクト川越史跡整備計画として取り上げられ、家並みの復元を進め、東海道や島田の歴史を直接体験しうる学習の場、あるいは広域的な観光名所として整備を進めるなどを提案している。

- 『島田市新総合計画しまだ未来21』～基本構想・基本計画(前期)～ 昭和60年度

- 『島田市新総合計画しまだ未来21』～基本計画(後期)～ 平成8年度

この計画は、昭和80年度(平成17年度)を目標年次とする20カ年の長期にわたる市政の基本方針を示したものである。そのうち昭和61年度から平成7年度までを前期とし、平成8年度から平成17年度までを後期の計画期間としている。

- 『島田物語Ⅱ』～島田市新総合計画基礎調査～ 平成7年度

○新市建設計画

- 合併市町村基本計画

新島田市

- 『島田市総合計画』～基本構想・前期基本計画 人と産業・文化の交流拠点 水と緑の健康都市 島田～ 平成20年度

- 『島田市総合計画』～後期基本計画～ 平成25年度

この5点の計画書は、平成17年度の旧金谷町、平成20年度の旧川根町との合併を受けて、

新たに「人と産業・文化の交流拠点 水と緑の健康都市 島田」を新島田市の将来都市像として位置づけている。

このなかで川越遺跡の整備については、第6章「6-6 歴史資源の保存と活用」で触れられている。施策の目標として、「長い歴史の中で培われた郷土の歴史的文化遺産や伝統行事を後世に引き継いでいくため、文化遺産や文化財の保護・保有に努めるとともにその活用を図り、歴史・文化が息づく地域社会の実現を目指します。」とし、現状と課題では「(前略)川越遺跡は一部の番宿などが復元されていますが、史跡整備や町並み景観形成など今後の課題となっています。(中略)なお、こうした史跡の整備にあたっては、地区に住む人々と協働し歴史を活かしたまちづくりに取り組むことが必要です。」と位置づけている。施策の方向としては、史跡保存整備の推進として川越遺跡について整備に向けて計画的な推進を図るとし、「協働のまちづくりの一環として、遺跡や文化財の保存活動を推進するため住民や活動団体と協力して実施するとともに、歴史を活かしたまちづくりに向けて市民と協働して進めます。」と結んでいる。なお、後期基本計画のなかでも川越遺跡の整備について、前期基本計画で述べた価値や課題を踏まえたうえで、「(前略)これらの史跡の整備・保全や史跡を活かした景観の形成などについて計画的に進めていく必要があります。」と位置づけている。



写1－1 島田市総合計画

《関連計画》

○『島田市都市計画マスタープラン』(都市計画に関する基本的な方針) 平成21年度

この計画は、土地利用、都市基盤整備、市街地整備などの都市整備分野における基本的な方向性や方針を明らかにしたものである。

このなかで川越遺跡整備については、景観形成と歴史的町(街)並み保全として「歴史的街並み保全については、地域住民の積極的な参加により、景観の保全とともに川越文化など、地域固有の文化の継承を図ります。」と述べている。

○『島田市景観計画』 平成25年度

この計画は、目標を「伝統と創造を大井川の豊かな水と緑が育む笑顔があふれるまち」の景観像とし、良好な景観形成に関する基本的な方針及び基準等を明らかにし、市民・事業者・行政の協働による良好な景観の実現を図ることを目的に計画された。このなかで川越遺跡は、「歴史を感じる景観(時の景観)」として取り上げている。



写1－2 島田市都市計画マスターplanと島田市景観計画

《川越遺跡整備に関する報告》の分析

○『国指定史跡島田宿大井川川越遺跡保全整備調査計画報告書』 昭和54年度

この報告書では、川越遺跡の保全整備に関する調査を実施し、この調査に基づき、地区環境整備としての町並み(史跡)保存計画を立案している。また、歴史的環境保存と住環境整備との共存が目的であり課題である、とも指摘している。

この計画を遂行させるために、現地調査により明らかになった計画地区の特性と史跡保存としての方針から計画地区を9ブロックに分け、ブロック毎の計画目標を立てて保存計画を策定している。その中で保存計画の中心地は、川会所や番宿が建ち並ぶ街道沿いの指定地がある島田大堤から九番宿までの範囲であり、特性として「景観上、史跡保存上、中心的区域」とし、計画目標を「計画区内でも最も重点的にファサード保存修景を施し、調和ある景観を作り出す。」としている。復元・修景計画においても、この街道に面した住宅地が核として考えられ、「他の地区においても、水路、松並木復元等、ランドスケープ上の復元は可能なところから進めていくべき」と提言している。

この報告書は、当時としては詳細な現地調査に基づき各家屋、町並みの分析を行ない、史跡の保存計画や修景論まで立ち入った画期的な報告であると言える。ただし、史跡の保存管理方法や方針、現状変更への対応など、文化財保護の具体的な内容にまで及んでいない点に課題が残るものであった。

○『島田宿大井川川越遺跡周辺整備計画策定調査報告書』 平成6年度

この報告書は、河原町地区を5つの性格の街区に区分し、それぞれの街区毎の考え方とその地区の将来像を模索して、それぞれの目標と方針に沿った地区整備構想を立ち上げ、最後に地区整備内容を提案している。地区整備の基本的コンセプトとして「旅文化 賑わいのある川越ステージの創出」とし、今後の目標として「東海道旅文化の顕著化」、「魅力ある観光空間の創出」、「住民・市民のための環境の向上」、「多様な交流機能の充実」の4点を掲げている。整備推進方策として、地区整備構想の内容に基づく関連事業を整理し、各事業で適用すべき手法を検討している。この中で整備事業を推進するためには、河原町町内会のほか河原

町活性化委員会、河原町歴史保存会(仮称)など、河原町独自の取り組みを包括した統括的な委員会を設置することが必要で、これらの委員会を設置することにより行政との連絡調整が重要となり、それらの対応も考えた体制づくりが求められている、と結んでいる。このほか、この報告書において初めて、三太郎西（上）土橋からせぎ跡までの史跡指定地の市道を「川越街道」と位置づけて呼んでいる。

この報告書では、遺跡の周辺地区の整備、土地区画整備事業を含めた基盤整備や観光空間の創出、修景に関する検討等、評価すべき点は多い。しかし、あくまでも遺跡周辺の整備に重点が置かれ、史跡の保存管理計画を含めた遺跡の核となる部分についての整備計画が希薄であった。

○『島田宿「川越屋敷」及び周辺整備計画報告書』 平成7年度

この報告書は、川越街道（三太郎西（上）土橋～せぎ跡）周辺地区がより魅力的な場所となるための整備計画の提案であり、上述した『島田宿大井川川越遺跡周辺整備計画策定調査報告書』で提案された地区整備の方向を踏まえ、検討テーマを絞り、より具体的な計画策定を進めている。

ここでは重点整備事業として、民俗資料館の整備案とその発展形の「(仮称)川越屋敷の整備(旧桜井邸)」を提案し、川越街道町並み整備を再構築している。特に「川越街道町並み」整備の基本的な考え方としては「指定文化財については、買取りを基本とし、適切な復元修理を実施する(保存・復元型)。その他の建物(特に文化財として指定されている約270mの区間)については、移転を進める一方で誘導を促し、町並みの連続性を高める(継承型)。それ以外の街道筋の道路空間、沿道建築物等については、地区の歴史的雰囲気と調和を心がける(調和型)。」とあり、このように大きく3つの誘導タイプを設定して指定文化財以外のデザインコード案を提案している。

この報告書も『島田宿大井川川越遺跡周辺整備計画策定調査報告書』同様、周辺整備計画を中心に民俗資料館構想に特化したものであった。しかし、川越街道町並み整備の基本的な考え方として3つの誘導タイプを設定して、積極的な保存方針を打ち出している点については評価できる。

○『川越街道修景基準策定業務委託報告書』 平成12年度

この報告書は、川越街道の歴史的町並みの沿道景観の保全、誘導を図るための根拠するために、川越街道保全地区の民間建築物の形態および外構の修景に係る修景基準を定めることを目的としたもので、対象地区を河原二丁目19番地5号～河原一丁目15番地12号の地区と限定することを明示した。すなわち西はせぎ跡から川越街道を中心に東西に続く町並み、東は三太郎西（上）土橋までをその範囲の対象とする。

ここでは修景基準の対象建築物および空き地、修景対象建築物の考え方、修景のよりどころ、家並み及び建物等の特性等の修景基準の検討を行い、さらに対象区全体の特性や建物の特性(屋根・壁面・窓・戸・水路・緑・門・塀)を分析している。それに基づき修景シミュレーションとその検討を行って、3回の地元懇談会を開催し、地元の意向を踏まえたうえで修景基準の方針、基準を策定している。



写1－3 川越遺跡の整備計画と修景基準報告書

第4節 委員会の設置とその経過

今回の保存管理計画策定事業に当たっては、平成25年(2013)4月に学識経験者等で構成する『島田市島田宿大井川川越遺跡保存管理計画策定委員会』を設置した。委員等の構成と委員会の開催については、次のとおりである。



写1－4 策定員会風景

○委員名簿(順不同・敬称略)

氏名	所属	備考
渡辺 和敏	愛知大学教授	交通史：委員長
建部 恭宣	静岡県文化財保護審議会委員	建築史
高瀬 要一	独立行政法人奈良国立文化財研究所名誉研究員	史跡整備
海道 清信	名城大学教授	都市整備 平成26年度より
荒井完治郎	島田市文化財保護審議会会长	建築：副委員長
櫻井美香夫	河原町自治会長	
金原 雅之	島田市教育委員会教育部長	

○アドバイザー

氏名	所属	備考
佐藤 正知	文化庁記念物課主任文化財調査官	
日吉 淳	静岡県教育委員会文化財保護課文化財管理班 指導主事	

○事務局：島田市教育員会教育部文化課文化財係

氏名	所属	備考
矢澤 雅則	島田市教育委員会教育部次長兼文化課長(博物館長兼務)	平成 25 年度
孕石 晃	島田市教育員会教育部文化課長兼博物館長	平成 26 年度
坂巻 隆一	島田市教育委員会教育部文化課文化財係長	平成 25・26 年度
篠ヶ谷路人	島田市教育委員会教育部文化課文化財係主任 学芸員	平成 25・26 年度
望月 伸嘉	島田市教育委員会教育部文化課文化財係主査	平成 25・26 年度

○策定委員会開催日

平成 25 年度 第1回 平成 25 年 7 月 4 日
 第2回 平成 26 年 1 月 30 日
 平成 26 年度 第1回 平成 26 年 9 月 9 日
 第2回 平成 26 年 11 月 27 日
 第3回 平成 27 年 2 月 4 日

第5節 計画策定の対象範囲

川越遺跡の計画策定の対象範囲については、昭和 41 年(1966)当時の指定地 20 箇所と街道、それに加えて平成 26 年(2014)に追加された指定地を基本として考える。当初の指定方法が、川越しに関わる番宿等、遺跡を構成する個々の地割りについての指定(地番指定)であったことから、この個々の土地を結び面的に繋ぐ方法を模索しつつ追加指定が行われた。

史跡の指定地を概観すると、遺跡の東西を走る街道(東海道)約 270m を挟んで、その北と南に分かれて各番宿やその他の関連施設が配置されている。街道南側は、東から「取口屋(口取宿)跡」、「そば屋跡」、「六番宿」と続き、2軒において「並木敷き(酒屋)跡」、「三番宿」、「荷縄屋跡」、1軒において「仲間の宿」、「立合宿跡」、「札場跡」、「島田大堤(南側は削平され未指定)」を挟んで「五番宿跡」、1軒において「和泉(泉)屋跡」、「一番宿跡」、3軒において「善太夫嶋堤(せぎ)跡」があり、川越遺跡の西の外れとなる。街道北側は、東から「九番宿跡」、1軒において島田市博物館分館を挟んで「十番宿」、「二番宿」、「川会所跡」と続き、1軒において「橋本屋跡」、「川越茶屋」、川会所(建物は当時のもの)を挟んで「島田大堤」、1軒において「七番

宿跡」、「稻荷神社」、三軒において西の端に「善太夫嶋堤(せぎ)跡」が位置している。それから西は大井川の川原であり、当時の川越場となる。

すなわち、大井川の川越場と直結する「善太夫嶋堤(せぎ)跡」を東海道島田宿側の西の終点及び遺跡の終点と考え、それより東側の街道約270mの南北にある「番宿跡」・「川会所跡」・

「札場」・「そば屋跡」・「荷縄屋跡」等の関連施設を包括し、遺跡の東側の基点については北側で「九番宿跡」、南側で「取口屋(口取宿)跡」となり、指定当時の遺跡範囲はこの地域内を想定したものであった。これらを検証するうえでは、その補足資料としては『東海道分間延絵図』に描かれた番宿の風景が重要であり、川越場の成立を考える場合に「善太夫嶋堤(せぎ)跡」、「島田大堤」やそれより東側にあった「高土手」の存在が欠かせない要素となる。

これらの指定時の調査で想定した遺跡の範囲を基本としつつ、遺跡の範囲の再考と保存すべき対象範囲をどこまでにするのかは、本報告書の重要な課題であり、現存する資料で慎重に現地を検証したうえで検討すべきものと考える。

また、大井川における川越制度は、大井川を基軸として島田宿・金谷宿によって成り立っている。大井川は江戸時代前期には軍事的意義が濃かったと思われるが、川越制度の変遷や運営については、「暴れ川」と言われる大井川をどのように渡渉させるかの対応の歴史でもあった。このような視点に立ち、大井川川越遺跡保存管理計画については、大井川を軸とし、島田宿とは相互に連携して機能していた金谷宿についても視野に入れて考える必要がある。

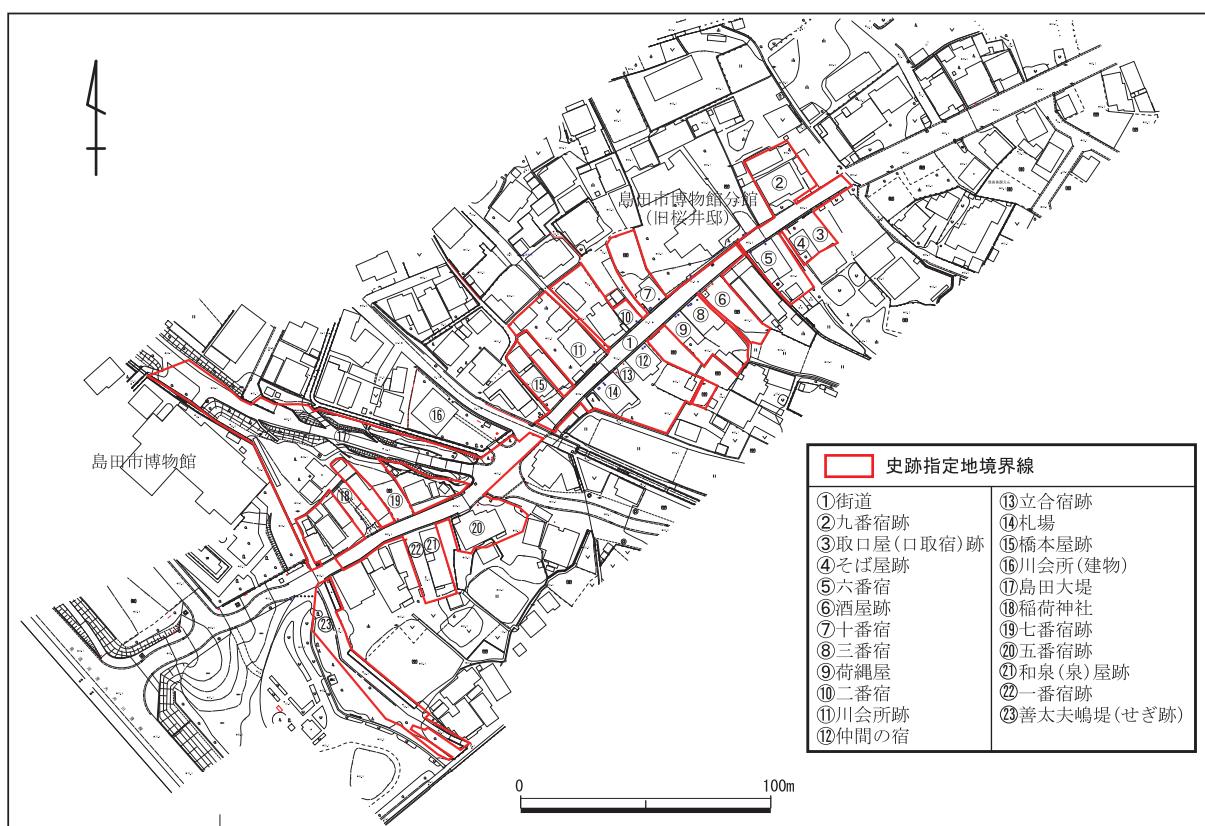


図1－1 指定地範囲図

第2章 史跡の概要

第1節 島田市の概要

1 自然的環境

静岡県中部に位置する島田市の気候は一年を通じて温暖で、年平均気温は約16℃程度であり、九州と同じくらいの暖かさである。最も気温が低くなる2月でも5℃程度であり、平地で雪が降ることはほとんどないが、北部の山地は標高が高く、数cmの雪が積もあることがある。秋から冬にかけて、大井川右岸の牧ノ原台地では「遠州の空つ風」と呼ばれる強い風の日が続くことがある。年間平均降水量は2,271mmであり、月平均の降水量は1月が50~100mm、その後少しづつ増え、梅雨時の6月で400~600mm、9月まで300mmを超える、10月が200mmで、以降降水量が徐々に減少する。

島田市の地形は、赤石山脈から連なる山地と、市中央を流れる全長約160kmの大井川により形成された扇状地から成り立っている。大井川は、蛇行しながら駿河湾に注ぎ、静岡県天然記念物に指定されている「鵜山の七曲がり」に代表されるように湾曲をみせ、こうした特殊な地形が「暴れ川」の異名のある急流を作り出している。

川根地区の家山にある通称「天王山」は、湾曲した流路が水量の増加により直線的に分断されたことにより作られた環流丘陵切斷丘陵と呼ばれる特殊な地形で、野守の池はこのときに取り残された川の一部が三日月湖となったものである。金谷地区の横岡新田は、駿河城主中村一氏と掛川城主山内一豊が「天正の瀬替え」と呼ばれる大規模工事を行い、大井川の流路を変更して拓いた土地である。

右岸の牧ノ原台地は、金谷地区栗ヶ岳西裾の安田付近から南東に伸び、猪土居から初倉・牧之原市・吉田町・菊川市方面へ手の平のように平坦に広がっている。標高は猪土居付近で200mあり、権現原で110m、旧初付近で80mとなって緩やかに傾斜している。台地を形成する基盤は20mから50mにも厚く堆積した礫層で、一般に「牧ノ原礫層」と呼ばれている。地質年代では、更新世後期初頭のリス＝ウルム間氷期で、13万年前から7万年前と考えられている。大井川の扇状地が隆起し、土やはこりが少しづつ堆積し草が生え、やがて草原のようになった。弱い地盤は風雨により侵食され、そこから沢が流れ出した。こうして人類が住む環境が整えられるようになったと考えられている。

2 歴史的環境

島田宿は、江戸時代には東海道23番目の宿場町として賑わっていた。「川越制度」は、当初は江戸を防御するために行われていたとも言われている。大井川の増水により「川留め」になると、旅人は長期滞在を余儀なくされる。東西を行き來した多くの旅人のひとりとして、俳人松尾芭蕉も滞在している。芭蕉は島田宿の俳人塚本如舟じょしゅうと交流があり、二人が俳句を詠みあつたものとして市の指定文化財「田植えの連句」が今に伝わっている。「川留め文化」とも言われている島田の文化の歴史について、大昔のものから簡単に紹介しておく。

現在、市内で確認されている遺跡の中で最も古いものは、伊太にある「大鳥遺跡」である。この遺跡からは、旧石器時代のナイフ形石器や尖頭器せんとうきなどが発見され、石器の形態からみて1万8千年前のものと考えられている。東日本では、石器を製作するときに縦長の剥片はくへんを素



図 2-1 島田市全域図

材として使用し、西日本では横長の剥片を使う。この遺跡からは横長の剥片が1点出土しており、すでにこの時代から東西文化の交流があったことがうかがわれる。

大井川右岸の「東鎌塚原遺跡」からは、全国で初めて平面の形が六角形の縄文時代中期の